

開会 午前10時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和6年第4回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において6月5日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情は総務福祉常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、3番、菅原明雅君、4番、鹿児島巖君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長の報告を求めます。

委員長。

[議会運営委員長 本田佳子君登壇]

○議会運営委員長（本田佳子君） 皆さん、おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を6月5日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、条例の専決処分5件、令和5年度補正予算の専決処分5件、報告2件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定期間の変更1件、補正予算3件、陳情1件となっており、定例会中の追加予定案件が6件あります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、第1日、6月13日木曜日を初日本会議、第2日に、6月14日金曜日は一般質問を行い、終了後に各常任委員会、第3日と第4日は土日のため休会、第5日と第6日は事務整理等で休会、第7日、6月19日水曜日を最終日本会議として、会期を7日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月19日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は7日間と決定いたしました。

---

#### ◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第4回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、ありがとうございます。

本日提案いたします案件は、報告2件、議案として条例の一部改正の専決処分5件、令和5年度補正予算の専決処分5件、条例の一部改正4件、指定管理の変更1件と補正予算3件

の計20件でございます。なお、会期中に協定の変更1件をご提案したいと考えております。

いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、3月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、令和5年度のふるさと納税の状況等についてご報告申し上げます。

令和5年度のふるさと納税の実績は、企業版ふるさと納税を含め、寄附件数1,659件、総額2,896万7,000円で、前年度と比較して489万9,000円の増額となりました。ブルートレインあけぼの号の塗装等修繕の財源確保のために始めたガバメントクラウドファンディングでは、目標額を大きく上回る607万9,000円の寄附があり、健闘はしたもの、年間総額では目標としていた3,000万円を達成することができませんでした。今後、ふるさと納税による寄附額を増やしていくためには、新たな返礼品の開発や返礼品の品ぞろえの充実が急務であると考えております。

このような状況の中、ふるさと納税総合サイトの「ふるさとチョイス」を企画・運営する株式会社トラストバンクが主催するふるさとチョイスAWARD2023に当町の担当職員が参加しました。これは、全国の自治体のふるさと納税を活用した様々な取組の中から地域の課題解決や地域活性化などにつながった優良事例を表彰するものでございます。

エントリーしたチョイスルーキー部門は、「まちへの想い」、「未来への決意表明」等、これから地域をよくしたいという思いのある担当2年目までの職員が対象となる部門で、宿泊再開に向けたあけぼの号の塗装修繕費用をはじめ、レールパークの保存費用等に充てる費用を募ったガバメントクラウドファンディングの取組が評価され、大賞候補の3人にノミネートされました。3月16日に東京で行われた最終審査では、小坂鉄道保存会や全国で応援してくださる皆様の思いを伝えるため、メディアやSNS、イベントなどあらゆる手段を使って保存プロジェクトや町の魅力を発信したことを発表いたしました。その結果、貴重な文化遺産を守り、地域の魅力を高める新たな手法を示したことなどが審査員の高い評価を受け、県内の団体では初めてとなる大賞を受賞いたしました。このことは、あけぼの号の4年ぶりの宿泊営業再開に向けて大きな宣伝効果を發揮するとともに、花を添えることができたものと思っております。

これからも、職員のチャレンジを応援してまいりたいと思いますし、また、期待をしているところでございます。

小坂町へのふるさと納税につきましては、さらに多くの方々に賛同いただけるよう、町の考え方や取組について広く情報発信に努めてまいります。

次に、観光客の入込状況についてご報告申し上げます。

今年の4月27日から5月6日までのゴールデンウイーク期間は、桜の開花が例年に比べて大幅に早かったことから、周辺の桜名所を巡る広域の人流が少なく、町内観光施設では大分苦戦したように感じられます。明治百年通りの観光施設全体の数字を見ますと、昨年に比べて6.2%の増となりました。これは、5年ぶりに宿泊営業を再開したブルートレインあけぼの号の効果であり、ゴールデンウイーク前からマスコミ等に大きく取り上げていただいた影響が大きいと考えております。

施設別に見ますと、康楽館が1,279人で昨年の1,352人と比べて5.4%の減、小坂鉱山事務所が1,145人で昨年の1,094人と比べて4.7%の増、小坂鉄道レールパークが1,501人で、昨年の1,251人と比べて20%の増となっております。また、小坂鉄道レールパークのブルートレインあけぼの号宿泊者数は、5月4日土曜日が37人、5日日曜日が23人で、遠くは関西地方、関東地方、北海道からもいらしていただいております。

康楽館への教育旅行の入館状況は、昨年度99校、8,340人の実績に対し、現在までの実績と予約を含めて55校、6,700人を見込んでおります。大幅に利用校数、利用人数とも減少する見込みであります。そのことから、来期以降に向けて学校や関係機関と連携を密にしながら、旅行代理店に対する営業強化を図る必要があると考えております。

今後においても、広域観光連携やイベントの開催、デジタルツールを活用したPRなど、町としても切れ目のない観光宣传・誘客促進事業を展開して、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、十和田湖観光振興センターのオープンについてご報告申し上げます。

現在、十和田湖和井内地区に整備しております十和田湖観光振興センターについて、令和6年10月10日木曜日にオープニングセレモニーの挙行を予定していることをご報告申し上げます。昨年5月11日の町議会全員協議会において、当初のオープン予定である令和5年秋から大幅に遅れる旨を報告いたしましたが、その後、文化庁に対する事務手続が終わり、令和5年12月15日付で駐車場などの工事を再開することができました。既に展示及び厨房などの内部工事は終了しており、現在、駐車場整備工事などの外部工事を急ピッチで行っていけるところでございます。また、オープニングセレモニーに関する補正予算につきましても、本定例会へ議案として上程しておりますので、よろしく取り計らい、お願いを申し上げます。

なお、令和6年2月16日付けで道の駅十和田湖として国土交通省の登録を受けており、愛称はひめますの郷・和井内でございます。当初は、令和5年秋オープンということで準備を進めてまいり、町内外に広く宣伝発信してきたことから、議会をはじめ、国及び県や関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことに対し、改めて深くおわびを申し上げる次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

十和田湖観光振興センターは、秋田県小坂町側の観光拠点となると考えておりますので、町といたしましても、滞在型観光や十和田湖西湖畔の活性化に資する観光宣伝を図ってまいりたいと思います。

続きまして、本日配付いたしました報告について報告いたします。

次に、地域おこし協力隊員の任用についてご報告申し上げます。

小坂町に居住して、新たな視点や発想により地域力を向上させ、地域コミュニティーの維持・活性化を図り、楽しく生活できる地域をつくることを目的に、ブドウ農家への就農や移住定住コーディネーターとして活動していただける地域おこし協力隊員を平成28年度から募集を続けてまいりました。今年3月に、デジタルスキルを生かしたまちづくりサポーターに1名から応募があり、4月の面接を経て、6月1日付で地域おこし協力隊員として猪野直子さんを任用いたしました。猪野さんは大館市出身で、学校卒業後、東京の旅行会社や企画プロデュース会社に勤務していて、一昨年7月から昨年2月までは大阪のクリニックに勤務していました。子どもの頃から小坂町の町並みや十和田湖などの自然に興味があり、いつか暮らしてみたいと思い続けていたということでございます。

活動内容は、デジタルスキルを生かしたまちづくりサポーターということで、移住希望者の相談対応、移住体験機会の企画立案、町の情報発信や移住者の受入れサポートなど移住定住全般について、総務課企画財政班に勤務して活動していただくことになります。また、企画プロデュース会社に約20年間勤務していたスキルを生かして、町のPRや情報発信に貢献していくことを前向きな方でありますので、皆様には気軽に声をかけて励ましていただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、第39回小坂町アカシアまつりについてご報告申し上げます。

6月8日、9日の2日間にわたり、第39回目となるアカシアまつりが中央公園で開催されました。昨年に続き、アカシアの開花が早かったことから、花の見頃は過ぎてしましましたが、2日間とも好天に恵まれての開催となったことで、町内外の多くのお客様から楽しんでいただけたものと思っております。今年のアカシアまつりは、小坂小・中学校の児童生徒に

による演奏や演舞のほか、秋田県警音楽隊やボーカルユニットによるコンサート、小坂町の名物を取り入れた相撲甚句、恒例のかつらめん二人羽織早食い選手権など多彩なステージイベントが祭りを盛り上げたほか、協賛イベントとして5年ぶりに復活したブルートレインあけばの号の体験乗車会では、乗車券を求めて多くの方が小坂鉄道レールパークを訪れていただきました。

会場の芝生広場では、恒例のお楽しみ露店やキッチンカーによる出店、こども縁日をはじめ観光施設を巡るスタンプラリーに加え、自衛隊や警察署、消防署など各関係機関によるPR出展などが実施されるなど、お子様からお年寄りまで多くの来場者に喜んでいただきました。お楽しみ露店やキッチンカーでの売れ行きも好調であったと聞いており、大盛況であったものを感じております。

イベントは、町に活力を与え、明治とアカシアが香る町を県内外に観光宣伝できるよい機会でありますので、今後とも初夏の恒例イベントとして、町民手作りによる楽しいイベントを企画することで、町民や観光客に楽しんでいただきながら、町の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、去る5月31日をもちまして、令和5年度各会計の出納を閉鎖いたしましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

令和5年度は、第6次小坂町総合計画の3年目の年に当たり、「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」という目標の下、「まち」「ひと」「しごと」をキーワードとして3つの重点プロジェクトに取り組みました。移住定住促進、大規模畠作農業推進、十和田湖和井内エリアなどの施設整備、町道改良、災害復旧など積極的に施策を展開したほか、物価高騰対策など地域経済や住民生活を守る支援策について万全を期してまいりました。

財政運営では、一般会計において、町税は9億7,518万4,000円で、対前年度比1億9,867万円、16.9%の減、普通交付税交付額は15億470万2,000円で、対前年度比2億134万1,000円、11.8%の減。普通交付税の代替でもある臨時財政対策債発行額は1,130万3,000円で、対前年度比1,448万1,000円、56.2%の減となり、この2つを合わせた実質的な普通交付税では、対前年度比で2億1,582万2,000円、12.5%の減となりました。

また、特別交付税は3億5,082万9,000円で、対前年度比3,608万3,000円、9.3%の減となりました。町税、特別交付税が減となりましたが、実質収支においては5,000万円ほどの黒字決算の見込みとなりました。このほか、将来への積立て、さらに決算見込みにおいて剰余金を確保することができましたので、機動的な施策推進の財源として、財政調整基金を積み

増ししたものの、取崩しもありましたので、令和5年度末の残高は、昨年度末より2億8,370万1,000円少ない9億6,496万9,000円となりました。

この1年は、安定的な財政運営の堅持に努めながらも、住む人が愛着を持ち、訪れる人が感動するまちづくりに大きく寄与することができたと思っております。議員各位におかれましては、予算執行のみならず、行財政全般にわたりご指導とご協力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、各会計の決算見込みの概数をご報告いたします。

一般会計は、令和4年度繰越明許費として議決をいただきました13件を含む予算額52億7,888万1,000円に対し、歳入51億2,120万2,000円、歳出49億7,905万7,000円で、差引き1億4,214万5,000円の繰越予定ですが、このうち8,497万6,000円が令和6年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支は5,716万9,000円の黒字決算の見込みとなりました。

国民健康保険特別会計は、予算額4億6,862万4,000円に対し、歳入4億6,541万2,000円、歳出4億6,448万2,000円で、93万円の黒字決算の見込みとなりました。

後期高齢者医療特別会計は、予算額8,439万5,000円に対し、歳入8,424万4,000円、歳出8,422万8,000円で、差引き1万6,000円の黒字決算の見込みとなりました。

介護保険特別会計ですが、保険事業勘定は、予算額8億267万5,000円に対し、歳入8億円、歳出7億9,750万6,000円で、差引き249万4,000円の黒字決算の見込みとなりました。

介護サービス事業勘定は、予算額340万9,000円に対し、歳入歳出とも331万6,000円で、差引額ゼロであります。

歯科診療所特別会計は、予算額5,285万3,000円に対し、歳入歳出とも5,229万5,000円で、差引額ゼロとなりました。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、予算額188万円に対し、歳入歳出とも183万6,000円で、差引額ゼロであります。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、予算額127万円に対し、歳入歳出とも126万8,000円で、差引額ゼロであります。

小坂財産区特別会計は、予算額470万円に対し、歳入341万4,000円、歳出207万6,000円で、差引き133万8,000円の黒字決算の見込みとなりました。

続いて、水道事業会計であります。

収益的収支では、収入2億5,120万4,000円、支出2億4,226万6,000円で、差引額893万8,000円となり、純利益は261万8,000円となりました。

資本的収支では、収入2,854万5,000円、支出2億2,414万7,000円で、差引き1億9,560万2,000円の不足となりましたが、この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填しております。

下水道事業会計は、収益的収支が収入1億9,547万7,000円、支出1億7,967万7,000円で、差引き1,580万円となり、純利益は1,082万円となりました。

資本的収支では、収入9,043万1,000円、支出1億5,600万9,000円で、差引き6,557万8,000円の不足となりましたが、この不足額は、当年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上、誠に簡単ではありますが、令和5年度各会計の決算見込みについてご報告させていただきました。詳細につきましては、監査委員の決算審査を受けた後、9月開催の小坂町町議会定例会に決算審査意見書とともに各資料を提出し、ご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で町政報告とさせていただきます。

すみません、訂正させてください。

一番初めの令和5年度ふるさと納税の状況についての2ページ目でございます。5行目のあけぼの号の「4年ぶり」というところが、大変申し訳ありません、「5年ぶり」ということで訂正させてください。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

[教育長 澤口康夫君登壇]

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校及び中学校の5月1日確定日における令和6年度の児童生徒数と学級数が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

児童生徒数は、小坂小学校が前年度同日と比較して7人減の131人、小坂中学校は5人減の83人となり、小中学校合わせると214人となりました。また、小坂小学校の学級数については、普通学級が6学級、特別支援学級が3学級で、どちらも前年度と同数で、合わせ

て9学級となりました。小坂中学校は、普通学級が3学級となっております。前年度と比較して、特別支援学級が2学級減となりました。

次に、鹿角小学校陸上競技大会における児童の活躍についてご報告申し上げます。

第51回鹿角小学校陸上競技大会が5月25日に行われました。天候にも恵まれ、児童は最後まで懸命に競技をし、5年女子100mで村木真悠さんが2位、6年男子1000mで目時珀玖さんが優勝、5年男子1000mで永田悠真さんが2位となるなど入賞者を出し、日頃の練習の成果を発揮してくれました。今後とも、学校や家庭と連携し、児童生徒の運動能力、体力向上に取り組んでまいります。

次に、十和田湖山開きについてご報告申し上げます。

6月2日、58回目となる十和田湖山開きが行われました。今年度は、初級者向けはごろもコースの山歩きを実施する予定でしたが、ツキノワグマによる人身事故により全域入山禁止となったことから中止としました。神事についても、場所を樹恩の鐘から十和田ふるさとセンターに変え、関係者のみで執り行いました。

十和田湖山開きは、小学生から高齢者まで幅広い世代が国立公園である十和田湖に向け歩き、集い、自然に触れ、世代間の交流や健康づくりの機会として大きな意義がある事業と捉えておりますので、今回は残念でしたが、今後多くの町民の皆さんに参加していただけるよう取り組んでまいります。

以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第41号 小坂町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第41号 小坂町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、小坂町町税条例の所要の改正をしたものでございます。

主な改正点は、個人住民税の定額減税の実施、固定資産税の負担調整措置等の延長、職権による減免を可能とする規定の追加などあります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議案第41号 小坂町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについて、詳細につきましてご説明いたします。

審議の参考、1ページをご覧ください。

条文の改正については、審議の参考②3ページから35ページの新旧対照表を参照していただきたいと思います。

本条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として4月1日に施行されたことに伴い改正したものでございます。主な改正内容でありますが、1、個人町民税関係の1点目、寄附金控除について、公益法人と同等の税制優遇措置が講じられます。

2点目、町民税の減免について、減免事由に該当することが明らかな場合等は、職権による減免を可能とする規定が追加されました。

3点目、町民税の定額減税の新設です。①令和6年度分の個人住民税の特別税額控除について、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を住民税所得割額から控除されます。納税者の合計所得金額が1,805万円以下、給与収入で2,000万円以下の場合に限ります。②令和7年度分の個人住民税の特別税額控除について、控除対象者配偶者以外の同一生計配偶者を有する者について、1万円を住民税所得割額から控除されます。納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の者に限られます。これは、合計所得金額が1,000万円超の年は配偶者控除の対象外となり、令和5年分の給与支払報告書で同一生計配偶者を確認できないため、1年遅れとなり、減税となるものです。

4点目は、町民税の定額減税の新設による読み替規定の追加です。各種課税の特例がある場合の定額減税の算出方法について規定しています。肉用牛の売却による事業所得、上場株式等に係る配当所得等、土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、特例適用利子等及び特例適用配当等、条約適用利子等及び条約適用配当等の課税の特例です。

2ページをご覧ください。

2の固定資産税関係の1点目です。私立学校法改正に併せ、引用条項が改正されました。

2点目、固定資産税の減免について。減免事由に該当することが明らかな場合等は、職権による減免を可能とする規定が追加されました。

3点目、地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例と言われるもので、この新設です。再生可能エネルギー発電設備、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置、居心地がよく歩きたくなるまちなみ創出のための課税標準の特例措置、民地のオープンスペース化の2つが追加されました。

4点目です。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用等を受けようとする者がすべき申告について、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の条件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定が新設されました。これは、マンション管理組合管理者等からの必要書類の提出があった場合などが該当になります。

5点目、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、適用期間は令和5年度までとされておりましたが、負担水準の均衡化を促進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間延長されました。

3、特別土地保有税関係の1点目、特別土地保有税の減免について、減免事由に該当することが明らかな場合等は職権による減免を可能とする規定が追加されました。

2点目、特別土地保有税の課税の特例について、3年間延長されました。

以上、簡単ですが、詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第42号 小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第42号 小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、小坂町に新たに住宅を建築し、定住していただく方に対し、当該住宅の固定資産税の5年間分を減免することにより、小坂町の定住人口増加及び地域の活力と魅力あるまちづくりを推進することを目的に制定したものでございます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の第2条第2号にあります対象住宅の完成期限を改正後の法律に併せて2年間延長し、令和8年3月31日までに整理したものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第43号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第43号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法の一部を改正する法律等が公布され、令和6年4月1日から施行され

ることに伴い、小坂町国民健康保険税条例の一部改正をしたものでございます。後期高齢者支援金分に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げ、国保税の課税限度額の合計額を104万円から106万円に引き上げるほか、軽減に係る判定所得基準額を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議案第43号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて、詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、38ページをご覧ください。

条文の改正については、39ページから49ページまでの新旧対照表を参照していただきたいと思います。

地方税法の一部を改正する法律等が公布され、令和6年4月1日から施行されることになったことに伴い、小坂町国民健康保険税条例の一部を改正をしたものでございます。医療の高度化や高齢化などに伴い医療費が増加する中、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金分の課税限度額を22万円から24万円に引き上げて、国保税の課税限度額の合計額を104万円から106万円に引き上げるものでございます。

また、5割軽減、2割軽減の判定所得基準額の引上げにつきまして、国保税の均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準について、物価の上昇等を踏まえ、5割軽減の基準額については29万円から29万5,000円に、2割軽減の基準額については53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

施行期日は令和6年4月1日とし、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税に適用するものであります。

以上、簡単でありますが、詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第44号 小坂町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第44号 小坂町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、小坂町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業等の設備の取得や改修、建設をした者に対し奨励措置を図り、産業の振興による町政の持続的な発展を促すことを目的に制定したものでございます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の第2条にあります対象となる家屋及び償却資産並びに敷地、土地の取

得期限を改正後の法律に併せて3年間延長し、令和9年3月31日までに整理したものでございます。

以上、誠に簡単ですが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第45号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第45号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、小坂町に新たに建築された賃貸住宅に対して課される固定資産税の5年間分を減免することにより、小坂町に民間活力を利用した賃貸住宅の建設を促進し、定住環境の整備を図ることを目的に制定したものでございます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の第2条第2号にあります対象賃貸住宅の完成期限についてさらに2年間延長し、令和8年3月31日までに整理したものでございます。

以上、誠に簡単ですが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第46号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第8号）

の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第46号 令和5年度小坂町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求ることについて、提案理由をご説明申し上げます。

まず、専決処分をいたしました理由でございますが、年度末において決算見込みにより歳入歳出予算に過不足の調整が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月31日付で措置したものでございます。

本専決処分による補正予算は、既決予算額49億2,237万8,000円から歳入歳出それぞれ1,149万円を減額し、歳入歳出予算の総額を49億1,088万8,000円としたものでございます。

補正予算の歳入ですが、町税の収入見込額、譲与税、交付金及び特別交付税の決定額を予算化したほか、国県支出金等の収入額の確定等によって、それぞれの科目を調整しております。

次に、歳出ですが、決算見込額での調整が主なものであります。予定していた事業事業はおおむね順調に執行することができたと思っております。

予算編成から執行まで、議員の皆様からご指導をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

この補正の歳入歳出予算の調整としては、今後の財政運営等に備え、財政調整基金への積立金2億5,209万円を措置いたしました。

第2条の地方債補正では、事業費の確定等により発行額の限度額を調整し、その額を5,750万円減の9,170万3,000円としております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、令和5年度一般会計補正予算（第8号）の詳細について説明いたします。

歳入から説明しますので、補正予算書の10ページからご覧ください。

1 款町税は、税額の確定見込みで予算調整を行っています。

2 款地方譲与税から8款環境性能割交付金までについては、令和5年度の交付決定額で予算化しました。

12ページに移ります。

10款1項1目地方交付税は、特別交付税が既決予算額3億2,400万円に対して2,682万9,000円増の3億5,082万9,000円で決定しました。令和4年度交付額が3億8,691万2,000円でしたので、3,608万3,000円、9.3%の減となっています。

11款交通安全対策特別交付金は、交通反則金を収入の原資として、交通事故発生件数などを基に交付額が算定されるものですが、今年度は交付がありませんでした。

12款分担金及び負担金以下、20ページの22款旧自動車所得税交付金までは、それぞれの決定額あるいは収入見込額などで整理をしています。

次に、歳出に移ります。

各款項目の主な補正内容を説明いたします。21ページからご覧ください。

歳出は、各科目で不用額が生ずると見込まれるものについて整理をしています。また、補正額の財源内訳欄の数値は、歳入の調整に伴うそれぞれの充当財源の増減額です。職員人件費の調整は、実績見込みによる会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当等及び職員共済組合負担金を減額するものです。

1款議会費は、各科目の不用見込額を整理しています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は一般管理経費を、22ページに移ります、2目文書広報費はふるさとCM制作補助金を、4目財産管理費は町有財産管理等に係る経費を精算によりそれぞれ減額をしています。

5目企画費は、各事業の不用見込額の精算のほか、補助金では実績に基づき、合わせて1,345万円を減額しています。

6目電子計算費は、機器のリース料などの精算により不用見込額を減額しています。

7目基金費は、収支予算調整の結果、2億5,209万円の剰余が発生しましたので、財政調整基金に積み立てることとしたものです。この予算補正の結果、令和4年度末の財政調整基金残高は12億4,867万円でしたが、令和5年度で5億5,455万3,000円を取り崩し、2億7,085万2,000円を積立てしたことから、令和5年度末残高は9億6,496万9,000円となりました。

また、未来創生基金への積立てについては、2,950万1,000円を予算化しておりましたが、

収入見込みにより163万円を減額しています。なお、令和5年度のふるさと納税としての未来創生基金への寄附は2,786万7,000円、令和4年度は2,496万8,000円でありましたので、289万9,000円の増となっています。

8目バス運行費は、実績により不用見込額の精算をしています。

10目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付費は、低所得世帯支援として7万円を816世帯に対し給付をし、精算により637万5,000円を減額しています。

11目物価高騰対応重点支援給付金給付費は、事務費に対する交付金の充当割合が想定よりも低かったことから、財源を振替しているものです。

24ページに移ります。

2項徴稅費、3項戸籍住民基本台帳費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費では、各科目的不用見込額を整理しております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。26ページに移ります。実績により不用見込額を精算しているほか、国民健康保険特別会計予算での保険給付費等の見込みによる減額で、繰出金を908万5,000円減額しています。

2目高齢者福祉費は、各種サービス事業等に係る業務委託料や扶助費などの減額が主なものです。

3目老人憩の家管理費は、修繕料及び指定管理料の精算による減額です。

4目医療給付費は、19節医療扶助費について、その実績見込額により合わせて295万3,000円減額しているほか、後期高齢者医療特別会計繰出金を155万3,000円減額しています。

5目障害者福祉費は、19節扶助費を実績により520万3,000円減額しています。

6目福祉保健総合センター管理費は、修繕料及び委託料の精算による減額です。

7目介護保険費は、保険給付費等の支払い実績に応じて、介護保険特別会計繰出金を303万3,000円減額しています。

28ページに移ります。

8目交通安全・防犯対策費は、実績見込みによる精算です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、実績により不用見込額を精算しています。

2目児童運営費は、児童運営費委託料、在宅育児支援給付金給付事業交付金など、それ実績見込みにより合わせて1,605万円を減額しています。

3目低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付費は、実績により、事務費のほか交付金を10万円減額しています。

4 項国民年金事務取扱費は、職員旅費と需用費の精算です。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、実績により事務費のほかがん患者助成事業の実績による減額など、2 目環境衛生費は公衆トイレ管理費、廃棄物関係事務事業などの精算、30 ページに移ります、3 目公害対策費は廃乾電池処理に係る手数料の精算、4 目予防費は定期予防接種及び新型コロナウイルスワクチン接種などの精算、5 目母子保健指導費は委託料や各種助成事業の精算、6 目健康増進事業費は各種健診や元気な地域づくり事業などの精算、7 目資源循環推進費は、生ゴミ消滅処理実証試験事業やモニター用生ごみ処理機購入費用などの精算によりそれぞれ減額をしています。

2 項清掃費は、不燃物最終処分事業費について実績による精算、3 項診療所費は、吸引装置ポンプ購入に係る補助金の精算及び運営費などの精算により、歯科診療所特別会計繰出金を396万5,000円減額しています。

4 項水道費は、水道事業会計の負担金及び出資金を精算により減額をしています。

32 ページに移ります。

5 款労働費は、労働支援事業費の実績見込みによる減額です。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費は、各科目の不用見込額を整理しております。

3 目農業振興費は、有機農業推進事業補助金などの補助金を合わせて138万3,000円、5 目農業経営基盤強化促進対策費は、機構集積協力金39万6,000円、8 目グリーンツーリズム推進費は、日本ヤマブドウワインコンクール補助金を150万円、それぞれ実績により減額しています。

2 項林業費、3 項水産業費は、補助金、負担金を精算により減額をしています。

7 款 1 項商工費、2 目商工振興費は、事務費のほか、産業振興促進事業や新型コロナウイルス感染症対応の補助金及び交付金を実績により合わせて1,871万5,000円減額をしております。

34 ページに移ります。

3 目観光費は、各事業における不用見込額の精算、4 目康楽館費、5 目小坂鉱山事務所費及び7 目小坂鉄道レールパーク費は、管理経費などの精算による減額です。

6 目国際交流推進費は、国際交流員に係る旅費や国際交流推進事業費の精算により減額しています。

7 目小坂鉄道レールパーク費、あけぼの号に係る保険料の減額をしています。

8目地域連携DMO推進費は、デジタル田園都市国家構想交付金の減額による財源の振替です。

9目十和田湖観光振興センター費は、開業が遅れたことにより電気料、電話料以外の経費は発生しておらず、そのほとんどを減額しています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、住宅リフォーム支援事業補助金などを実績により減額しています。

36ページに移ります。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、町道除雪等業務委託料を精算により2,538万5,000円減額しているほか、主に道路除雪事業に係る経費を精算により減額しています。

2目道路橋りょう新設改良費は、社会資本整備交付金に係る道路改良事業費の精算による減額です。

3項河川費は、河川補修及びしゅんせつ工事費、4項都市計画費は委員報酬及び公園管理費、5項住宅費は住宅管理経費を実績によりそれぞれ減額しています。

9款1項消防費では、2目非常備消防費、3目消防施設費、4目水防費及び5目災害対策費をそれぞれ実績に基づき減額しています。

38ページに移ります。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費及び2目事務局費は、各科目の不用見込額の整理による減額です。

3目教育助成費は、スクールバス運行事業や学校給食助成事業の実績に基づく精算のほか、不用見込額を減額しています。

2項小学校費及び、40ページに移っていきます、3項中学校費の1目学校管理費は実績に基づく減額、2目教育振興費は教育振興事業や援助費、教材費等助成事業の不用額を減額しています。

4項社会教育費の1目社会教育総務費、42ページに移ります、2目生涯学習推進費、3目芸術文化振興費、5目公民館事業費、6目図書館費及び7目郷土館費は、いずれも各経費の不用見込額を整理しています。

4目社会教育施設管理費は、各施設管理に係る経費のほか、施設整備に係る工事費などを実績によりそれぞれ減額しています。

5項保健体育費の1目保健体育総務費、2目体育施設費、3目屋内温水プール費及び4目

学校給食費は、実績により不用額を減額しています。

44ページに移ります。

12款公債費では、長期債の元金及び利子償還金の不用額を減額しています。

最後に、7ページをお開きください。

第2表の地方債補正です。変更は8件で、事業費の精算などに伴いそれぞれ調整し、地方債の限度総額1億4,920万3,000円から5,750万円減額し、9,170万3,000円に変更するものです。

以上で、令和5年度一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第47号 令和5年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第47号 令和5年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、小坂町国民健康保険特別会計の決算見込みにより、令和6年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

既決予算額に歳入歳出とも6,296万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,862万4,000円にしたものであります。

歳出補正の主な内容は、給付費が確定したことから、一般被保険者療養給付費を4,998万7,000円、一般被保険者高額療養費を632万9,000円、出産育児一時金を51万2,000円、葬祭費を65万円、傷病手当金を76万8,000円、委託料の確定により、特定健康診査委託料を202万1,000円それぞれ減額しております。

歳入につきましては、療養費等相当額が交付された普通交付金は、当初交付予定額より療養費等が少額であったため4,802万2,000円の減額、特別交付金は交付額確定により107万7,000円の減額、一般会計繰入金は繰入額確定により908万5,000円の減額、一般被保険者延滞金は実績により22万8,000円増額しております。

以上、誠に簡単ですが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第48号 令和5年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 满君） 議案第48号 令和5年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、後期高齢者医療特別会計の決算見込みにより、令和6年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

既決予算額に歳入歳出とも396万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,439万5,000円にしたものであります。

歳出補正の主な内容は、給付費が確定したことから、後期高齢者医療広域連合への納付金を355万9,000円、還付金を13万5,000円それぞれ減額しております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料について、実績見込みにより229万1,000円の減額、一般会計繰入金は事務費繰入金を19万4,000円、保険基盤安定繰入金を135万9,000円それぞれ減額しております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第49号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第49号 令和5年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、介護保険特別会計の決算見込みにより、令和6年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

保険事業勘定は、既決予算額から歳入歳出ともに1,746万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億267万5,000円にしたものであります。

歳出補正の主な内容は、2款保険給付費において、給付費の実績に基づき963万9,000円を、3款地域支援事業費において、事業費の実績に基づき685万1,000円をそれぞれ減額し

たものでございます。

歳入補正の主な内容は、今年度交付分の介護給付費交付金等の確定に伴い、3款国庫支出金から5款県支出金をそれぞれ減額したほか、7款繰入金においても給付実績見込みから1,089万1,000円を減額したものでございます。

次に、介護サービス事業勘定は、既決予算額から歳入歳出とも10万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を340万9,000円にしたものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第50号 令和5年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第50号 令和5年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めるについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、小坂町歯科診療所特別会計の決算見込みにより、令和6年3月31日付で予算の整理を行ったものでございます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも574万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,285万3,000円にしたものであります。

補正の内容でありますが、歳出において、総務費、医療費及び借入金利子を実績に合わせて減額を行い、歳入においては、1款診療収入を170万8,000円、2款文書手数料を1,000円、4款諸収入を7万3,000円減額、財源調整として、3款一般会計繰入金を396万5,000円減額し調整しております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君）　日程第14、報告第4号　令和5年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。

[職員計算書朗読]

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

[町長　細越　満君登壇]

○町長（細越　満君）　報告第4号　令和5年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

繰越明許を行った場合、地方自治法施行令第146条に基づき、実際に繰り越した額及びその財源内訳について、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製し、次の議会の本会議に報告を要することになっております。

今回ご報告申し上げますのは、令和5年度小坂町一般会計補正予算（第6号）、（第7号）で繰越明許措置をした4件の事業費とその財源内訳を調製した繰越計算書であります。

2款総務費、1項総務管理費の物価高騰対策重点支援給付金事業は、国からの要請により、令和6年度実施分を令和5年度予算で対応するため、事業費全額を翌年度へ繰り越したものでございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費の十和田湖和井内エリア整備事業は、許認可事務の遅れにより、令和5年度事業の年度内完成が困難となり、翌年度に繰り越したものであります。

10款教育費、4項社会教育費の七滝コミュニティーセンター高圧機器更新工事及び交流センター非常用発電機更新工事は、機器の納品に日数を要し、年度内完成が困難となり、事業費全額を翌年度へ繰り越したものでございます。

翌年度へ繰り越した事業費は、総額で2億373万2,000円となっております。

財源内訳の合計は、未収入特定財源として国県支出金9,985万6,000円と地方債1,890万円、一般財源として8,497万6,000円となっております。

以上、誠に簡単でありますが、報告といたします。

○議長（目時重雄君）　ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号 令和5年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第15、報告第5号 令和5年度小坂町下水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。

[職員計算書朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 報告第5号 令和5年度小坂町下水道事業会計予算繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

今回ご報告申し上げますのは、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和5年度小坂町下水道事業会計予算繰越計算書について、報告をするものでございます。

米代川流域下水道事業鹿角処理区建設負担金は、県営事業に係る負担金で、事業が年度内に完了しないことにより、繰越ししたものでございます。

なお、翌年度へ繰り越した事業費は259万9,000円となっており、その財源内訳は、企業債250万円、損益勘定留保資金9万9,000円となっております。

以上、誠に簡単でありますが、報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号 令和5年度小坂町下水道事業会計予算繰越計算書については終結い

いたします。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君）　日程第16、議案第51号 小坂町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第51号 小坂町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

国では、こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法を令和5年4月に公布いたしました。

本議案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、こども家庭庁へ、子ども・子育て支援法が移管されたことによる条ずれに対応するための規定を整備するものでございます。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君）　討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第52号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 满君） 議案第52号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、小坂町給水条例の所要の改正を行うものでございます。

以上、誠に簡単ですが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第53号 小坂町水道事業布設工事監督者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第53号 小坂町水道事業布設工事監督者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、小坂町水道事業布設工事監督者の資格基準等を定める条例の所要を改正するものでございます。

以上、誠に簡単ですが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第54号 小坂町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第54号 小坂町下水道条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、下水道法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月4日に公布され、令和6年4月1日から公共下水道または流域下水道に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に係る排水基準が1Lにつき六価クロム0.5mg以下から0.2mg以下に改正されたことに伴い、小坂町下水道条例の所要の改正を行うものでございます。

以上、誠に簡単ですが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

お昼に時間若干早いわけですけれども、これをもって昼食休憩いたしたいと思います。

再開は午後1時にいたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前1時57分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第55号 指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第55号 指定管理者の指定期間の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、既に議決をいただいている十和田湖観光振興センターの指定管理期間を変更するものでございます。

令和5年6月21日に議決をいただいた現行の指定期間は、令和6年3月1日から令和10年3月31日までありますが、協定締結後、事務手続の遅延による外構工事の遅れにより、十和田湖観光振興センターの開業予定が当初から大幅に延期となったことから、指定管理者である鹿印合同会社から指定期間見直しの申入れを受けましたので、指定期間の終期を令和12年3月31日に見直すものでございます。

申入れの理由は、1つ目に、開業延期により予定していた収益機会の損失が生じたこと、2つ目に、開業するために予定していた雇用の機会を損失したこと、3つ目に、開業するための資金計画に変更を余儀なくされたことが挙げられております。

なお、見直し後の指定期間は、令和6年3月1日から令和12年3月31日までの6年1か月ですが、指定管理料の支払いは開業1か月前の令和6年9月1日から予定しております。

以上、誠に簡単ですが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第55号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第56号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第56号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第1

号) を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第56号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額42億3,500万円に歳入歳出それぞれ2,489万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億5,989万9,000円にしようとするものでございます。

歳出補正予算の主なものとして、2款総務費では、本庁舎会計窓口のレジ購入に係る経費を、6款農林水産業費では、11月に鹿角市で開催される第147回秋田県種苗交換会への協賛金を措置したほか、鳥獣被害防止対策及びワイナリー製造強化機器導入に係る補助金をそれぞれ措置しております。7款商工費では、十和田湖観光振興センターの竣工式典に係る経費を措置しております。

また、職員の人事異動及び会計年度任用職員の任用等に伴う人件費等の調整も行っております。

歳入においては、各事業に係る国県支出金の特定財源を調整したほか、歳入歳出補正予算において不足する一般財源2,078万6,000円を財政調整基金繰入金で措置しております。

第2条の地方債補正においては、起債限度額を調整し、限度額総額を既決額に1,290万円増額し、1億2,940万円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、一般会計補正予算（第1号）の詳細について説明いたします。歳出から説明しますので、8ページをお開きください。あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明してまいります。

1款1項1目議会費は、人事異動に伴う人件費の調整で286万1,000円を減額しています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事異動及び会計年度任用職員の任用確定などに伴う人件費の調整により683万3,000円の減額としています。

人件費の調整につきましては、以下の款においても同様の調整をしておりますので、ご説明はこの後、省略いたします。

今回の一般会計補正における人件費補正は、全体で31万9,000円の増額となっています。

3目会計管理費は、本庁舎窓口のレジをキャッシュレス決済対応機種へ更新する予算を当初予算ではリースで対応することにしておりましたが、国のデジタル化推進に関連した交付金の交付が決まったことから、購入に対応する予算に組み替えるものです。12節保守点検委託料及び13節機械器具借料は全額減額して、17節庁用器具費に671万円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金329万9,000円は、デジタル田園都市国家構想推進交付金です。

6目電子計算費、18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金74万2,000円は、住民税の定額減税に係るシステム改修分と、昨年度更新した戸籍システムのサーバー機器の処分費用の負担分です。

10ページに移ります。

3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険費は、介護保険特別会計保険事業勘定での人件費調整により24万3,000円増額しています。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節の鹿角広域行政組合衛生費負担金は、人事異動に伴う人件費補正分として11万5,000円の増額となっています。

12ページに移ります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金200万円は、本年11月に鹿角市で開催される第147回秋田県種苗交換会開催に係る協賛金です。

捕獲機材等購入支援事業補助金124万7,000円は、当初、県からの直接交付を想定しておりましたが、町を経由することになったため、歳入歳出の同額を予算計上しています。

財源内訳欄、国県支出金124万7,000円は、農作物鳥獣被害防止対策事業費県補助金です。

8目グリーンツーリズム推進費、18節小坂七滝ワイナリー製造強化機器導入事業補助金295万4,000円は、小坂七滝ワイナリーでスクリュー栓に対応した充填機器と瓶洗浄機器をまちづくり株式会社が購入するのに対して、導入経費の2分の1を補助するものです。

7款1項商工費、9目十和田湖観光振興センター費857万8,000円は、10月10日に予定している竣工式典に係る費用を措置しました。7節報償費は、式典の司会者に対する謝礼金、10節需用費は、式典時の弁当代及び案内状印刷費用、11節役務費は、案内状の宛名筆耕料及び開業を告知する新聞広告料、12節業務委託料は、式典運営全般に係る経費などを措置しております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節私道整備費補助金は、追加申請が見込まれるため、2件分として200万円を措置しております。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、凍結防止剤散布車の購入に関し、当初予定していた社会资本整備総合交付金の交付決定額が少なかったため、充当する財源を除雪機械整備事業債に振り替えるものです。

財源内訳欄の国県支出金1,333万3,000円の減額は社会资本整備総合交付金、地方債1,290万円は除雪機械整備事業債です。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節鹿角広域行政組合消防費負担金155万4,000円は、人事異動に伴う人件費補正分のほか、防火靴を更新する費用を措置しております。

10款教育費は人件費補正のみですので、続いて、歳入の説明に移ります。7ページをお開きください。

今回の補正予算において不足する一般財源は、18款1項1目財政調整基金繰入金に2,078万6,000円を計上して収支の調整を図っています。今回補正後の財政調整基金繰入金は既決予算額と合わせて3億378万6,000円となります。

次に、5ページをお開きください。

第2表地方債補正です。

除雪機械整備事業債に係る今回の補正に合わせて限度額を変更しております。この結果、総額を1,290万円増額し、その限度額を1億2,940万円とするものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第56号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第57号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第57号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第57号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定において、既決予算額から歳入歳出ともに24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億14万3,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款総務費において、会計年度任用職員に係る人件費24万3,000円を追加し、これに伴い、歳入において、7款繰入金を同額追加しようとするものでございます。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第57号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第58号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第58号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第58号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、資本的収入において、既決額7,948万3,000円から21万2,000円減額し、7,927万1,000円に、企業債限度額の既決額を4,000万円から4,340万円に増額しようとするものでございます。

その主な内容は、第2条の資本的収入において、国庫補助金が当初予算に対して下回る見込みにより、補助金を737万2,000円減額し、神田川橋架け替えに伴う休平地区配水管布設

替事業に係る工事負担金を376万円、企業債を340万円それぞれ増額いたします。

第3条の企業債においては、企業債の限度額を340万円増額しております。

以上、誠に簡単でありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第58号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は6月14日午前10時から再開し、一般質問を行います。

お知らせします。この後、5分後にこの場で全員協議会を開催いたしますので、よろしくご協力お願いします。

散会 午後 1時23分